

## 労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報の提供

派遣元事業主 鳥取県米子市角盤町一丁目 76 番地  
 NTT 西日本米子支店ビル 2 階  
 (公社)鳥取県シルバー人材センター連合会

### ○令和 5 年度 事業所別シルバー派遣実績等

事業所	派遣者数	受注件数	派遣料金(円)	派遣労働者賃金(円)	マージン率(%)
連 合 会	31	6	12,485	9,497	23.9
鳥 取 市	126	101	11,515	8,822	23.4
米子広域	163	115	9,944	7,668	22.9
倉 吉 市	89	34	9,830	7,509	23.6
境 港 市	27	12	10,420	7,966	23.6
南部広域	83	31	11,304	8,769	22.4
大 山 町	16	7	11,240	8,649	23.1
岩 美 町	1	1	10,454	7,920	24.2
智 頭 町	36	9	9,555	7,868	17.7
八 頭 町	18	5	10,933	8,884	18.7
湯梨浜町	4	2	12,096	9,836	18.7
琴 浦 町	24	11	10,505	8,105	22.8
北 栄 町	17	14	9,998	7,921	20.8

・ 派 遣 料 金                    1 人 1 日 (8 時間当たりの平均額)

・ 派遣労働者賃金                1 人 1 日 (8 時間当たりの平均額)

・ マージン率                     $\frac{\text{派遣料金} - \text{派遣労働者賃金}}{\text{派遣料金}} =$  小数点以下第二位を四捨五入

### ○キャリア形成支援に関すること

・ キャリアコンサルティングの知見を有する相談員の設置(鳥取県 SC 連合会)

### ○派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別(令和 6 年 4 月 1 日時点)

①事業所名 : 鳥取市、倉吉市、湯梨浜町

・ 労使協定の締結 : あり (令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

②事業所名 : 南部広域

・ 労使協定の締結 : あり (令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日)

③上記労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 事業所にて会員登録し、派遣しているすべての派遣労働者

### ○その他の事項

・ 労災保険加入

・ 社会保険、雇用保険は原則加入なし

当会が実施するシルバー派遣事業は、60 歳以上の会員が従事する「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に限定されているため。

ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 45 条において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県から指定を受けている業種及び職種の場合は、業務状況により加入。